

ハウス・デポ【フラット35】をご利用される皆様へ

住宅金融支援機構提携 長期固定金利の住宅ローン



# ハウス・デポ【フラット35】

## 令和6年9月 適用金利のお知らせ

ご融資金利(全期間固定金利)			融資事務手数料(税込)
返済期間	融資率(9割以下)※1	融資率(9割超)※1	
15～20年 (返済回数 179～239回)	年 <b>1.43</b> %	年 <b>1.54</b> %	ご融資金額 × <b>2.20%</b>
21～35年 (返済回数 251～419回)	年 <b>1.82</b> %	年 <b>1.93</b> %	

※上表の借入金利は、新機構団信付きの【フラット35】の借入金利です。  
加入する団体信用生命保険の種類に応じて【フラット35】の借入金利は異なります。

新機構団信(ペア連生団信)の場合	新機構団信付きの【フラット35】借入金利+0.18%
新3大疾病付機構団信の場合	新機構団信付きの【フラット35】借入金利+0.24%

健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も【フラット35】をご利用頂けます。  
その場合の借入金利については「新機構団信付きの【フラット35】の借入金利-0.2%」でご利用頂けます。

### 「フラット35独自の多彩な金利引き下げプラン」

利用できるポイントの合計で金利の引き下げ幅と期間が決まります。

金利引き下げプラン	金利引き下げ幅・期間
【フラット35】子育てプラス(家族構成に関するポイント)	<b>1ポイント=年▲0.25%(5年間)</b> ※【フラット35】子育てプラスを利用されない場合は 4ポイント(当初5年間年▲1.0%)が上限です。
【フラット35】S(ZEH)、【フラット35】維持保全型 【フラット35】S(金利Aプラン)、【フラット35】S(金利Bプラン)	
【フラット35】地域連携型、【フラット35】地方移住支援型 ※【フラット35】地方移住支援型を単独で利用する場合は、当初5年間 年▲0.6%となります。	

※1 融資率とは建設費・購入価格に対して、フラット35のお借入額の占める割合をいいます。

❗ 貸付条件を確認の上、収入と支出のバランスがとれた返済計画を。詳細はお問い合わせください。

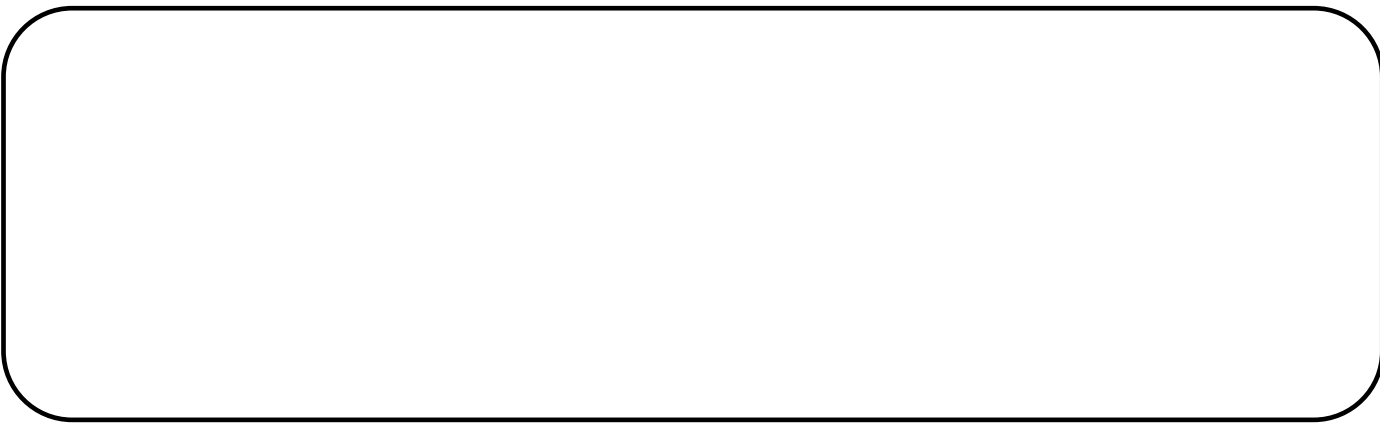


株式会社ハウス・デポ・パートナーズ

## ハウス・デポ【フラット35】商品概要（支援機構買取型）

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の条件をいずれも満たすことのできる個人のお客様</li> <li>①申込時年齢70歳未満で、完済時年齢が満80歳未満の方</li> <li>②安定した収入がある方</li> <li>③日本国籍を有する方または永住許可等を受けている外国人の方</li> <li>●前年税込み年収に占めるこの住宅ローンを含めた全ての借入金の年間返済額の割合が右記の基準以下であること(収入を合算することもできます。)</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">年収</td> <td style="width: 30%;">400万円未満</td> <td style="width: 50%;">400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
年収	400万円未満	400万円以上						
基準	30%以下	35%以下						
お申し込み	●お申し込みご本人またはご親族がお住まいになるための新築住宅の建設・購入資金、中古住宅の購入資金または借換のための資金 ※リフォームのための資金にご利用いただけません。							
ご融資金額	●100万円以上8,000万円以下(1万円単位)							
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●15年(返済回数179回)(申込みご本人または連帯債務者が満60歳以上の場合は10年)以上で、かつ、次の①または②のいずれか短い年数(1年単位)</li> <li>①「80歳」-「申込時の年齢×1.2(1年未満切上げ)」</li> <li>※1 年収の50%を超えて合算した収入合算者がいる場合には、申込みご本人と収入合算者のうち、高い方の年齢を基準とします。</li> <li>※2 親子リレー返済をご利用の場合は、収入合算者となるか否かにかかわらず、後継者の年齢を基準とします。</li> <li>② 35年(返済回数419回)</li> </ul>							
ご融資金利	<p>【全期間固定金利】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●お借入金利は、お申込時の金利ではなく、資金お受け取り時の金利が適用されますのでご注意ください。</li> <li>●現在の金利は、当社ホームページをご覧ください。 <a href="https://www.housedepot-p.co.jp/">https://www.housedepot-p.co.jp/</a></li> <li>●実質年率:15.00%以内</li> </ul>							
延滞損害金	年率14.50%							
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</li> <li>●6カ月毎のボーナス払い(借入額の40%以内【1万円単位】)も併用可</li> <li>●毎月のご返済金の口座振替日は毎月5日で、約定日(毎月13日)に住宅金融支援機構に返済されます。</li> <li>●繰上返済は、100万円以上から可能です。繰上返済される場合、当社に対し1か月以上前に事前の申し込みが必要となります。</li> <li>また、繰上返済日は、毎月のご返済金の口座振替日となります。なお、住宅金融支援機構の「住・My Note」(す・まい の一)の会員の場合、繰上返済は、100万円以上から可能となりますので、便利です。</li> </ul>							
担保	借入対象となる住宅およびその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。							
連帯保証人	必要ありません。							
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体信用生命保険にご加入いただくことにより、お客さまに万一のことがあった場合は、住宅金融支援機構に支払われる保険金が債務に充当されるため、以後の【フラット35】の債務の返済が不要となります。</li> <li>●団体信用生命保険の加入に必要な費用が金利に含まれるため団体特約料の支払いが不要となります。</li> <li>●健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35】はご利用いただけます。</li> </ul>							
火災保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>●返済終了までの間、借入対象となる住宅については、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。</li> <li>●建物の火災による損害を補償対象としていただきます。</li> <li>●保険金額は、借入額以上※1としていただきます。</li> <li>※1借入額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額(評価額)を超える場合は評価額とします。</li> </ul>							
融資手数料	融資金額×2.20%(消費税込み)(最低融資手数料は、11万円(消費税込み))							
収入印紙代	金銭消費貸借契約に係る収入印紙代はフラット融資金より相殺の上、お客様のご負担となります。(電子契約サービスご利用時は不要)							
保証料	必要ありません。							
繰上返済手数料	必要ありません。							
融資実行日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●融資実行可能日は、原則とし毎月13日を除く銀行営業日となります。</li> <li>具体的には、当社ホームページをご覧ください。</li> </ul>							

お問い合わせ・お申込みは下記までお気軽にどうぞ



## 株式会社ハウス・デポ・パートナーズ

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町1丁目1番8号 日本橋本町1丁目ビル9階

TEL:03-3517-1100 FAX:03-3517-1137 MAIL:hdp@housedepot-p.co.jp

登録番号等 関東財務局長(3)第01508号

日本貸金業協会会員 第005893号

返済等でお悩みの方は

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

0570-051-051 (受付時間9:00~17:00 休:土、日、祝日、年末年始)

貸付条件を良くご確認のうえ、計画的にご利用下さい。

お申込みにあたりましては、当社所定の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に沿えない場合もございます。

その他商品の詳しい内容につきましては当社ホームページをご覧くださいか、お電話にてお問い合わせ下さい。(表面参照)